

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	休業による漁業権の取消し			根拠条項	第89条第1項		
処分基準	<p>知事は、漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転に係る認可の日から一年間又は引き続き二年間休業したときは、当該漁業権を取り消すことができる。ただし、漁業権者の責めに帰すべき事由による場合を除き、下記に掲げる期間は休業の期間に算入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業調整、船舶の航行、停泊又は係留、水底電線の敷設その他公益上の必要により漁業権の行使を停止された期間</li> <li>・ 法第百十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令により漁業権の内容たる漁業を禁止された期間</li> <li>・ 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会の指示又は知事による当該指示に従うべき命令により漁業権の内容たる漁業を禁止された期間</li> <li>・ 広域漁業調整委員会の指示又は農林水産大臣による当該指示に従うべき命令により漁業権の内容たる漁業を禁止された期間</li> </ul>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次